

刈谷市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策（第7条—第10条）

第3章 推進施策（第11条—第19条）

第4章 環境審議会（第20条）

附則

私たちの刈谷市は、カキツバタの咲く美しい自然と長い歴史の中で、多くの人々のたゆみない努力によって産業と文化をはぐくみ、中部圏を代表する産業都市として今日まで発展してきた。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境に大きな負荷をかけ、地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

もとより良好な生活環境を享受することは、市民の基本的な権利であり、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を保全し、創造していくことは、私たちの責務である。

このような認識のもと私たちは、人と自然が調和する環境づくりに積極的に参画し、市、市民及び事業者が協働して、良好な環境を守り、育て、創造していくことによる持続的な発展が可能な社会の実現に向けて、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

**第3条** 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む良好な環境を確保しつつ、将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が調和し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であるとともに、日常の生活活動や事業活動に密接にかかわっていることに考慮して、すべての者の自主的かつ積極的な取組により推進されなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に規定する基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の減量化等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、資源を循環的に利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減

その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

(施策の基本方針)

**第7条** 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、第3条に規定する基本理念に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(環境基本計画)

**第8条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、刈谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第20条に規定する刈谷市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(他の施策との整合)

**第9条** 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、当該施策と環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

(年次報告)

**第10条** 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第3章 推進施策

(公害の防止等)

**第11条** 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

**第12条** 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(循環型社会の形成)

**第13条** 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を進めるとともに、エネルギー及び資源の有効利用を図ることができる循環型社会の形成のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市、市民及び事業者は、環境への負荷の低減に資する物品等の利用に努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

**第14条** 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球の温暖化等の防止)

**第15条** 市は、地球の温暖化等を防止するため、その原因となる二酸化炭素を始めとする物質の排出量を削減するための施策の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

**第16条** 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造について理解を深めるため、学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

**第17条** 市は、市民等が自ら行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

**第18条** 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

**第19条** 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

#### **第4章 環境審議会**

(刈谷市環境審議会)

**第20条** 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、刈谷市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 事業者又は各種団体を代表する者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)
- 2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第42号を第43号とし、第41号の次に次の1号を加える。

(42) 環境審議会委員 日額 6,400円

第4条第2項ただし書中「第2条第1項第42号」を「第2条第1項第43号」に改める。